

令和6年（行ケ）第16号当選無効等請求事件

原告 山口あずさ 他6名

被告 東京都選挙管理委員会

準備書面 1

2024（令和6）年11月11日

東京高等裁判所第21民事部ホB係 御中

第1 選挙管理委員会について

1 地方自治法

被告答弁書第2、冒頭に記載のとおり、選挙管理委員会については地方自治法にその規定がなされ、第百八十二条には、「選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。」との記載がある。

法律の条文を読み上げて笑いが起こるというのも珍しいことと思うが、市民集会などでこの条文を音読すると会場から失笑が巻き起こるのである。一体いかなる理由によるものだろうか。

2 被告の認否の範囲について

被告は、答弁書1頁下から2行目において「被告の権限の範囲内において必要な限度で認否及び主張を行う。」と述べている。一見、まっとうな主張のようでもあるが、このような態度が、1で述べた失笑の原因と考えられる。

要するに被告は「被告の権限の範囲内」で「余計なことは言わない」と宣言しているということが、答弁書全体を規定する被告の保身的

態度として透けて見えるのである。

本件に於いて、本来語られるべき「余計なこと」とは何か、以下、個別に確認する。

第2 小池候補の選挙活動について

1 経歴詐称

甲第42号証を本書面と同時に提出するが、これは石井妙子著、株式会社文藝春秋発行の「女帝小池百合子」の第5刷である。2020年5月30日に第1刷が発行され、第5刷は同年6月30日となっている。当時、この書籍はメディアでも大きく取り上げられ、ベストセラーとなったことを原告らも記憶しているし、被告もまた裁判所も記憶していることと考えるが、書籍自体が1か月のうちに第5刷となるほどの売れ行きであったことから、この書籍とこの書籍で書き表された小池候補の学歴詐称疑惑は、いわば公知であったと言ってよい。

これらのことを踏まえて、被告は巧妙にも、

*答弁書3頁7行目

小池候補の略歴欄に「カイロ大学卒業」との記載があることは認め、本件選挙に関し小池候補に公職選挙法235条1項違反が認められる旨の主張は争い（なお、ここでいう争うとの認否は、後記被告の主張のとおり、小池候補の行為が公選法上の罰則規定に該当するか否かの認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果にゆだねられているものと解すべきであるところ、被告に認定・判断する権限はないものであるが、原告らが主張する小池候補の行為に関し、現時点において、小池候補が公選法違反として有罪判決を受けた事実はなく、公選法251条により当選が無効となるものではないとの趣旨である）

とする。また、その余は不知としているが、その余とはいったい何を指し示しているのだろうか。

本件について、小島敏郎弁護士が刑事告発を行ったことについても、不知ということであろうか。

また、原告が証拠提出した甲第24号証記載の新聞正次氏が小池候補と参議院同期であり、刑事裁判の判決を受けて当選無効になったことを不知と言っているのであろうか？原告が提出した証拠について、信ぴょう性を疑っているということであろうか？被告の答弁書は不誠実であると言わざるを得ない。

そして、指摘しておかなければならないのは、新聞氏の学歴詐称問題は、選挙後にその事実が指摘されているのに対し、小池候補の学歴詐称は選挙前から延々と指摘されつづけていることである。

ちなみに、選挙期間中に2連ポスターの貼り残しが発見された場合などには、被告は、当該候補者の選挙事務所に連絡し、当該違法ポスターを剥がすよう求めているはずである。被告は、たかがポスターの貼り残しについては事務の手間を惜しまず、学歴詐称については、裁判の結果が出るまで目をつむるのであるだろうか。一体、選挙の公正さがいずこにあると考えているのであるだろうか。

加えて被告は、「明るい選挙」について、熱心に広報活動を行っており、令和6年度も「明るい選挙ポスターコンクール」を開催している（甲第42号証）が、これは習慣としてなんとなく行っているだけであり、選挙管理委員会自体、選挙が実態として「明るい」すなわち嘘のない選挙であるかどうかはどうでもいいということであろうか。あるいは子どもには「明るいせんきょ」という理想を教えるが、大人には大人の事情があるとでもいうのであるだろうか？

一有権者として原告らは、「人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する選挙管理委員」に襟を正すことを求めるものであ

る。

2 地位利用による出馬要請依頼

出馬要請についても、選挙前に刑事告発がされていたのであり、このようなことについて、例えば自粛を求めるといようなことは、被告の選挙活動に関する管理の範疇を超えているのであろうか。

甲第36号証及び第39号証は原告陳述書であるが、それぞれの原告が地域での活動等で知り得た事実として、小池候補からの依頼があって首長らによる出馬要請があったと考えられるのである。

立候補受付期間に、あるいは選挙期間中に、選挙活動に関し指導する立場であった被告にはなすべきことがあったのではないだろうか。小池候補が刑事裁判に問われる前に、被告はこのような犯罪行為を未然に防止するための指導義務があったと考えられる。したがって被告には不作為の違法があったと考えざるを得ないのである。

3 地位利用による選挙運動

小池候補は選挙期間中、公務としての記者会見を選挙運動に流用していた事実があるが、このようなふるまいについて、被告は何ら注意喚起をしていない。これは被告の職務上、問題とされるべきではないのだろうか。

仮に被告が、選挙管理規定に照らして、小池候補による選挙活動とごちゃまぜになった記者会見を合法と考えているのであれば、そのように答弁すべきである。これは、刑事裁判での有罪無罪とは別の問題であり、選挙管理委員会のあり方自体問題である。

4 給与削減について

地方自治法の根拠条文が議員（同法203条1項）と知事（同法204条1項）では異なるのはその通りだが、立法趣旨まで異なるとは考えられない。また、この条文単独では減額が禁じられていないと読むことができたとしても、明らかに選挙目的であると認められる

場合は、この条文と公職選挙法第221条1項を併せ読めば、明らかに違法と考えざるを得ない。裁判所の真摯な判断を求めるものである。

また、ここでも被告は「その余は不知」として、その他の原告の主張を切り捨てているが、小池候補は都知事の給与を半額にしていることを選挙の告示日前日の記者会見で公言していることについて、原告は証拠を示した上で主張しているのであって、これを不知とするのは不誠実である。

なお、今現在に置いても小池都知事は給与削減を継続しており、「東京都知事の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例」（甲第44号証）によれば、「令和五年八月一日から令和六年七月三十日まで」を「令和六年十一月一日から令和七年七月三十一日まで」に改め、かつ、「令和六年十一月一日から令和七年一月三十一日までの間におけるこの条例の規定の適用については、この条例中「百分の五十」とあるのは「百分の百」とする。」として、実質的に50%削減をつづけている。そしてその理由は「都政改革の更なる推進に向けた知事の決意及び姿勢を明らかにするため、知事の給料等について、特例措置を継続する必要がある。」という素敵な理由であり、先の選挙における給与削減の公約は集票に大いに役立ったと考えられるのである。そして、小池都知事は見事、その公約を果たしているというわけである。要するに一票のお礼である。加えて、このような選挙態度であることから、小池都知事がその退職金3500万円を受領したことが、ネット上で揶揄の対象となる始末である。

一方、都知事の給与減額の影響は、都議会議員の給与減額に直結している。

5 東京都議会議員（以下、都議会議員）の給与削減

今現在に置いても都議会議員は給与削減を継続している（甲第4

5号証)。都議会議員は来年7月に選挙が予定されているが、都議会議員が一律に20%の報酬削減していることについて、被告は選挙への影響がないと考えているのであろうか？これから都議会に立候補して都議会議員になろうと志す者は、給与削減することを前提に立候補することになるのではないだろうか。

ところで、原告らの真摯な問いかけに対し、被告は「具体的な当選無効原因を主張するものでないから認否の対象としない」（答弁書6頁1行目）のである。

原告らは本訴訟において、小池候補の当選無効を申し出たものではあるが、民衆訴訟としての選挙争訟は、原告らが暮らす東京都において選挙が公正公明であることを求めるものであり、被告が選挙管理委員会のあり様について今一度考え直す機会となることをも望むものでもあることを申し添えておく。

6 東京都聴覚障害新聞記事

選挙期間中に東京都聴覚障害新聞のトップページに小池候補の姿が掲載されたことのみをもって違法という主張が難しいとしても、小池候補の公務と称する選挙活動が、一事が万事と言っていいほどに細部にまでわたっていたことの実例として、裁判所に訴えるものである。

7 低所得者向け商品券配布の告知

甲第37号証（陳述書）に記載の通り、有権者に対する1万円の商品券の提示は、まさに選挙期間中になされたことを、裁判所に対し再度強調して訴えたい。

第3 情報開示請求（甲第46号証）

東京都選挙管理委員会規程は「定例会及び臨時会」について、第7条で規定しており同条第5項において、「会議は公開とする。」と規定し

ている。原告らは会議の傍聴を求めたが認められず、事後的に決定書を受領したのみで、会議の内容を知らされていない。

令和6年8月19日の第4回臨時委員会で議案1として「令和6年7月7日執行東京都知事選挙異議申出に対する東京都選挙管理委員会決定について」(甲第47号証)が、また同年同月28日の第14回定例会で議案3として「令和6年7月7日執行東京都知事選挙に係る異議の申出に対する東京都選挙管理委員会決定について」(甲第48号証)がそれぞれ上程されており、いずれも「個人情報を含んでいることから、非公開審議」とされている。個人情報とは原告に関する情報と考えられることから、今現在情報公開請求を行っている。現時点で回答が届いていないが、情報開示の内容については、改めて裁判所に提出したい。

第4 終わりに

上記、述べた通り、小池候補のたび重なる犯罪行為を抑止することができたにもかかわらず、これを抑止する意思を持たず、職務を怠った被告には不作為の違法がある。従って、小池候補の当選を無効とする判決を求めます。

以上